

紹介手数料の返金規定

1. 求人者(乙とする)は株式会社MEEM(甲とする)に対し、甲の紹介した求職者(以下、単に「求職者」という。)と乙の間の雇用契約が、求職者の入社後3か月未満に、求職者の都合による退社又は求職者の責めに帰すべき事由によって終了したときは、紹介手数料の全部又は一部の返金を求めることができる。
2. 「求職者の都合による退社」とは、雇用契約の内容に著しい相違がないこと、かつ、求職者の一方的な意思で雇用契約を終了された場合をいうものとする。また、前項の「求職者の責めに帰すべき事由」とは、求職者が乙の就業規則等に違反し、法律的に有効に解雇された場合をいうものとする。ただし、経歴詐称、虚偽申告等を理由とする解雇については、甲が求職者の経歴詐称、虚偽申告等の事実を容易に知り得なかった場合には、これに当たらないものとする。
3. 求職者が乙の責めに帰すべき事由によって退職した場合、又は求職者の死亡その他不測の事態によって雇用契約が終了した場合には、乙は甲に対し、紹介手数料の全部又は一部の返金を求めることができないものとする。

尚、乙は甲に対し、書面をもって、紹介手数料の返金を請求しなければならず、甲は乙に対し、書面による請求月の翌月末までに、相応の紹介手数料の全部又は一部を返金するものとする。

基本の返金内容(個別契約にて都度記載)

- 1 か月未満 紹介手数料金の 80%
- 3 か月未満 紹介手数料金の 50%

ただし、週 3 日以下の勤務やパート勤務者の紹介で、一律料金での紹介を行う場合、個別契約にて明記した上で返金規定を適用しないことがある。